別表第四6(3)くの中「接続器であつて、刃受けを有するものにあつては、差し込みプラグを抜くために要する力は、へに規定する開閉試験の前後において、次の表に掲げるとおりとする。」を「接続器にあつては、次に適合すること。」に改め、同表6(3)くの表中「定格電流が15A以上のものであつて極数が４以上のもの」を「定格電流が15Aを超えるものであつて極数が４以上のもの」に改め、同表6(3)くの表の前に次のように加える。

a　刃受けを有するものにあつては、差し込みプラグを抜くために要する力は、へに規定する開閉試験の前後において、次の表に掲げるとおりとする。

別表第四6(3)くに次のように加える。

b　磁石で保持されるものにあつては、プラグを外すために要する力はへに規定する開閉試験の前後において、次の表に掲げるとおりとする。

区分	差し込みプラグを外すために要する力(N)	
	かん合面と垂直方向にプラグを外すために要する力(2)	水平又は上下斜め45°方向にプラグを外すために要する力(2)
定格電流が15A以下のものであつて極数が２のもの	５以上	20以下
定格電流が15Aを超えるものであつて極数が２のもの	15以上	35以下
定格電流が15A以下のものであつて極数が３のもの	7.5以上	25以下
定格電流が15Aを超えるものであつて極数が３のもの	20以上	40以下
定格電流が15A以下のものであつて極数が４以上のもの	10以上	30以下
定格電流が15Aを超えるものであつて極数が４以上のもの	30以上	60以下

（備考）１　かん合面と垂直方向にプラグを外すために要する力は、プラグをプラグ受けに取り付けた状態で、かん合面と垂直方向にプラグ受開口部に徐々に引張り荷重を加えてプラグの外れるときの値を５回測定し、その平均値とする。

２　水平又は上下斜め45°方向にプラグを外すために要する力は、プラグをプラグ受けに取り付けた状態で、コードの出口に対して水平及び上下45°の角度をもつてプラグ受開口部に徐々に引張り荷重を加えてプラグの外れるときの値を左右及び上下各々３回測定し、その各方向の各々の平均値とする。

別表第八1(2)リ中「耐えること。」の下に「なお、端子を印刷回路用積層板に直接はんだ付けするＪＩＳ　Ｃ　8283－１（2008）「家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ－第１部：一般要求事項」に規定する機器用インレットにあつては、器具用差し込みプラグ又はコードコネクターボディを抜き差しするとき、当該はんだ付け部に機械的応力が加わらない構造であること。」を加える。

別表第八1(2)ヌ亜中「接続するもの」の下に「（2(6)、(12)、(60)、(69の３)、(71)及び(75)を除く。）であつて、次の表の左欄に掲げる使用形態のもの」を加え、「1,000回」を「同表の右欄に掲げる回数」に改め、「30%以下であり、」の下に「附表第三の２の絶縁耐力試験を行つたとき、これに適合し、」を加え、同表1(2)ヌ亜に次の表を加える。

使用形態	回数（回）
使用時に人を介さないで屈曲を受けるもの	50,000
使用時に、人の操作によつて、屈曲を受けるもの	5,000
使用時に位置、高さ、方向等を調整するために、人の操作を介して動かすもの	1,000
使用者等による保守、点検等の場合において屈曲を受けるもの	50

別表第八1(3)ヲ中「適合すること。」の下に「ただし、銅鉄式安定器にあつては、上記に加え、充電部（口出し線及び端子を除く。）及び鉄心部を、耐火性を有する外箱の中に収めてあるか、又は、巻線を耐火性を有する外被により十分保護してあること。」を加える。

別表第八1(3)に次のように加える。

レ　印刷回路用積層板（15Wを超える電力が供給されるものに限る。）は、難燃性を有すること。ただし、別表第八１(10)トを適用するものにあつては、この限りでない。

別表第八2(1)イ(ハ)に次のように加える。

d　電力調整用ダイオードを並列接続しているものにあつては、１のダイオードが主回路の電流以上の定格電流を有しており、並列接続されたダイオードは、同一仕様のものであること。

e　bの保護枠又は保護網に、塗装又は接着材料を用いた表面加工を施さないこと。

f　赤熱する発熱体を有するものにあつては、次の(a)及び(b)に、明瞭に判読でき、かつ、理解しやすい用語により、当該機器からは、使用初期段階において揮発性有機化合物及びカルボニル化合物が最も放散するおそれがあるため、その際には十分換気を行う旨を表示すること。

(a)　機器本体の見やすい箇所

(b)　取扱説明書その他の製品に添付する書面

別表第八2(1)ニに次のように加える。

(ヘ)　電気ストーブであつて、電力調整用ダイオードを並列接続しているものにあつては、並列に接続されたダイオードの一方を切り離した状態でハの温度上昇試験を行つたとき、これに適合すること。

別表第八2(6)イ中「防水処理を施してあること。」を「(イ)　防水処理を施してあること。」に改め、同表2(6)イに次のように加える。

(ロ)　器体の内部配線で可動する部分に接続するものにあつては、可動範囲において５秒間に１回の割合で20,000回（往復で１回とする。）折り曲げたとき、配線が短絡せず、素線の断線率が30%以下であり、附表第三の２の絶縁耐力試験を行つたとき、これに適合し、かつ、各部に異状が生じないこと。ただし、危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。